

令和4年度以降の市・府民税の主な税制改正

☎ 税務室 ☎ 892-0121

住宅ローン控除の特例期間の延長

住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例期間が延長され、令和3年1月1日～令和4年12月31日までの間に入居した人が対象となりました。

住宅ローン控除期間

入居した年月	平成21年1月～ 令和元年9月	令和元年10月～ 令和2年12月	令和3年1月～ 令和4年12月
控除期間	10年	13年(注1)	13年(注1)(注2)

(注1) 特例が適用されるのは、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%の場合に限ります。それ以外の場合で、令和3年12月31日までに入居した人は、控除期間が10年となります。

(注2) 特例が適用されるには、注文住宅は令和2年10月1日～令和3年9月30日までの間に、分譲住宅等は令和2年12月1日～令和3年11月30日までの間に契約する必要があります。

※詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

セルフメディケーション税制の見直し

対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図ったうえで適用期限が令和3年12月31日から5年延長されます。

※令和5年度以後の市・府民税(令和4年分の所得税)について適用します。

国や地方団体が実施する子育てに係る助成等の非課税措置

これまで雑所得として申告対象であった国や自治体を実施する子育てに係る助成等が、非課税所得になります。

非課税となる助成等の例

- ▷ベビーシッターの利用料に対する助成
- ▷認可外保育施設等の利用料に対する助成
- ▷一時預かり・病児保育等の子を預ける施設の利用料に対する助成

※上記の助成と一体として行われる助成も対象となります(例:生活扶助・家事支援、保育施設等の利用の際の副食費や交通費等)。

※令和4年度以後の市・府民税(令和3年分の所得税)について適用します。

退職所得課税の適正化

勤続年数5年以下の法人役員等以外は退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の2分の1の額を課税対象としていましたが、令和4年1月1日以降に支払いを受ける退職手当は、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、全額が課税対象となります。

市・府民税の申告

☎ 税務室 ☎ 892-0121

令和4年度、市・府民税の申告(令和3年中の所得に基づく申告)の受付を行います。この申告は、課税証明書の発行や国民健康保険の算定などの資料にもなります。令和3年中に課税される所得がなかった人でも、必要な場合は申告してください。

※郵送での申告も受け付けます(〒576-8501〈住所記入不要〉 税務室市民税係)。

※所得税の確定申告をした人は市・府民税の申告をする必要はありません。

日時 2/14(月)～3/15(火)9:30～12:00、13:00～16:00(土・日曜日、祝日を除く)

場所 市役所別館3階 小会議室

申告に必要なもの

- ▷市・府民税申告書(申告会場にも用意しています)
- ▷給与や公的年金の源泉徴収票(原本を提出)、収入金額や必要経費が分かる明細書など
- ▷生命保険料や地震保険料の控除証明書、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書、医療費の明細書など
- ▷マイナンバー通知カードなどの番号確認書類(本人と扶養親族の人も必要です)および本人確認書類(運転免許証など)またはマイナンバーカード

所得税の申告

☎ 枚方税務署 ☎ 844-9521

国税電子申告・納税システム e-Taxをご利用ください

確定申告書は、ご自宅のパソコン・スマホで国税庁ホームページから作成できます。下記の申告書作成会場は混雑が予想されますので、新型コロナウイルス感染予防の観点からも、e-Taxをご利用ください。詳細は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

令和3年分所得税の申告(確定申告)会場

枚方税務署会場

入場には「入場整理券」が必要です。配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。入場整理券の取得方法は、枚方税務署にお問い合わせください。

日時 2/16(水)～3/15(火)9:00～17:00(相談受付は16:00まで)

※土・日曜日・祝日を除く。ただし、2/20(日)・27(日)は開設。

交野市会場

入場整理券は事前申込制です。申し込みは終了していますが、整理券が余っている場合は、申し込みができます。最新の配付状況は、市ホームページをご覧ください。

申込先 交野市税務室市民税係

※申込方法は広報12月号または市ホームページをご覧ください。

※相続税、贈与税、土地・建物・株式等の譲渡所得等の相談は行っていません。

日時 2/2(水)～8(火)9:30～16:00(相談受付は15:30まで)※土・日曜日を除く。

場所 市役所別館3階 中会議室

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(ワクチンパスポート)の申請

☎ 市民課 ☎ 892-0121

マイナンバーカードで新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(電子版)が取得できます

スマートフォン上で専用アプリから申請・取得し、表示可能となります。

- ▷マイナンバーカードが必要です。
- ▷マイナンバーカードを読み取ることができるスマートフォンに限ります。
- ▷マイナンバーカードの「券面事項入力補助AP」を利用することとなるため、事前に登録した「券面事項入力補助AP」の暗証番号(4桁)の入力が必要となります。

日本国内用の接種証明書交付が始まります

今まで、海外渡航予定のある人を対象に交付してきましたが、デジタル化に伴い日本国内用も交付できるようになりました。今後は、「日本国内用」と「海外用及び日本国内用」の2種類の接種証明書が発行されます。

※日本国内での利用については、接種済証や接種記録書も従来どおり利用できます。

※接種記録の審査に時間を要するため、証明書の即日発行はできません(7営業日を目安に発送)。余裕をもっての申請をお願いします。

申請に必要なもの

日本国内用	▷申請書
	▷本人確認書類(運転免許証・パスポート・マイナンバーカード等、少なくとも氏名および生年月日が記載されたもの)
海外用および日本国内用	▷接種券(持っている場合)
	▷申請書
	▷パスポート等の渡航文書(本人確認および記載事項確認)
	▷接種券または接種済証または接種記録書(いずれも持っている場合)

※接種券を紛失した場合、接種記録が必要となりますので、担当課にお問い合わせください。

※次の場合は、下記書類が必要となります。

【旧姓・別姓・別名の併記を求める場合】

旧姓・別姓・別名が確認できる本人確認書類(旧姓併記されたマイナンバーカード・運転免許書・住民票の写し等)

【代理人による請求の場合】委任状および代理人の本人確認書類